

緑・水環境の目標・基本方針

緑・水環境の目標

緑・水・大気・土壌など本市を取り巻く自然環境を良好な状態で後世に引き継ぐため、森林や市街地周辺の樹林地などの自然を保全しつつ、排水・廃棄物の適正な処理や自然・未利用エネルギーの活用を進めるとともに、身近な自然を満喫できる散策路、だれもが憩い、親しめる住宅近くの公園を整備するなど、自然と調和した都市づくりを進めます。

緑・水環境の基本方針

○レクリエーション空間の創出

子どもから高齢者まで、市民が憩い、やすらぎ、くつろぎ、交わることができる住環境を形成するため、市民の参加を

得ながら木や花を増やすなど、緑や水を活かし人にやさしく、親しまれる公園・緑地、河川などの整備を図ります。

○自然環境の保全

水・緑・大気・土壌など本市を取り巻く環境の保全を図るため、公害の防止、大気や水質の保全、乱開発の防止など、市民・事業者・行政が協力して総合的な環境対策を推進し、自然と調和した都市づくりを進めます。

○廃棄物の適正処理、エネルギーの有効活用

自然環境に対する負荷の少ないまちづくりを進めるため、増大する生活廃棄物や産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、資源のリサイクル、省エネルギーの推進、自然・未利用エネルギーの有効活用を進めます。

都市景観の目標・基本方針

都市景観の目標

森林などの四季折々の自然や美しい田園を残すとともに、木や花をふやしながらか豊かな自然と調和し、また、市民・事業者・行政の協働により、統一感、うるおい、シンボル性が感じられる北ひろしまらしい街並みを形成します。

都市景観の基本方針

○都市景観形成のルールづくり

- ・都市と自然が調和し、市民が誇りと愛着を感じられる市街地景観の形成、自然・田園景観の保全と形成を進めるため、市民の参加により価値観の共有化を図りながら、都市景観形成のルールづくりを行います。
- ・都市景観形成のルールに従い、本市の景観向上を積極的に推進する地区を定め、市民・事業者・行政の協働により重点的な景観整備を進めます。

○市街地景観の保全・形成

特徴的な街並みをもつ北広島団地を代表とする住宅地や、商業・業務地、工業地の街並みについては、木や花を活かしながら市民がうるおいを感じることを図ります。

○自然・田園景観の保全・形成

自然と調和した都市づくりを実現するため、市街地の背景となり、都市住民にうるおいとやすらぎを与えつつ、四季を演出している森林や農地などの自然・田園景観の保全に努めます。

○沿道・沿線の景観

人の目にふれやすい主要幹線道路やJR沿線については、木や花を活かした街並みの保全・創出、樹林地や農地の保全により、うるおいのある沿道・沿線の景観の形成を図ります。

都市防災の目標・基本方針

都市防災の目標

市民の生命や財産を守るため、予防的な措置により水害や雪害などの災害が起きにくい都市づくりを進めるとともに、災害発生後においても避難、復旧に迅速に対応できる災害に強い都市をつくり、子どもから高齢者まで安全に暮らせる生活環境の形成を図ります。

都市防災の基本方針

○防災対策の推進

市民の生命や財産を保全するため、水害、火災、土砂災害、雪害、震災など総合的な防災対策を推進し、災害に強い都市づくりを進めます。

○防災体制の充実

災害発生時に迅速な対応が可能なように、避難所や避難路の確保、防災情報システムの整備、地区コミュニティの強化を進めます。

だれにもやさしい都市づくりの目標・基本方針

だれにもやさしい都市づくりの目標

子どもから高齢者、障がい者などすべての人が安心して生活し、さまざまな活動に参加できる環境を形成するため、市民・事業者・行政が一体となって、人にやさしい都市づくりを進めます。

だれにもやさしい都市づくりの基本方針

○人にやさしい空間の形成

人が多く集まる駅周辺や歩行者が多い道路、憩いの場と

なる公園については、子どもから高齢者、障がい者などすべての人にやさしい空間をつくることとともに、安全に移動できる公共交通の充実を図ります。

○人にやさしい住環境の形成

人が多く利用する施設や公営住宅の建築にあたっては、だれもが円滑に利用できるよう配慮するとともに、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住環境の形成を図ります。